

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第95号ないし同第98号，同第100号，同第101号，同第103号及び同第104号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（行情）答申第391号ないし同第394号，同第396号，同第397号，同第399号及び同第400号）

事件名：「職員の行動予定（業務のために準備した文書を含む）（特定日における特定課職員分）」の不開示決定に関する件

平成26年度「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」に使用している用語について上司等に説明した文書の不開示決定に関する件

開示請求者に文書特定に関して電話したことが記録されている文書（特定課分）の不開示決定に関する件

発達障害者等の定義に関する開示請求者との面談記録（特定課分）の不開示決定に関する件

「開示請求に対する補正をした場合で，開示請求人が非応答であったにもかかわらず，開示請求に係る文書を特定して，開示決定等の処分をしたことがわかる文書（直近年度のもの）（特定課に対する開示請求）」の不開示決定に関する件

特定職員が開示請求人に送付した文書の不開示決定に関する件

「H26年度 行政文書名が記載されている文書（特定課分）」の不開示決定に関する件

特定日付け補正文書の内容を説明した文書（特定課分）の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1ないし文書8（以下，併せて「本件対象文書」という。）の開示請求につき，開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は，文書1ないし文書7について不開示としたことは妥当であり，文書8について不開示としたことは結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3

条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「文部科学大臣」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文
書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」ないし「処分
8」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下
のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る行政文書を特定することができる。

文部科学大臣は、開示請求人に対して、特定課が保有する文書名、内容
の情報提供をしていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

(1) 文書1について（諮問第95号）

本件開示請求は、文書1についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容の、「業務」の特定が困難である
ため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされ
なかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、
下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがさ
れたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載され
た情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正依頼を
行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口
において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求
内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書1を特定するよう
努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最
終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答が
なかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定
することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、
回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行った
ものである。

(2) 文書2について（諮問第96号）

本件開示請求は、文書2についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容の、「用語」や「上司等」が不明

であり、文書2の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

＜本開示請求経緯＞

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書2を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(3) 文書3について（諮問第97号）

本件開示請求は、文書3についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の年度が不明であり、文書3の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

＜本開示請求経緯＞

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正確認依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書3を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答が

なかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(4) 文書4について（諮問第98号）

本件開示請求は、文書4についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の年度が不明であり、文書4の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を求めたが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書4を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(5) 文書5について（諮問第100号）

本件開示請求は、文書5についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の具体的な年度や「補正をした場合で、非対応」の趣旨が不明であり、文書5の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、平成27年9月16日に補正依頼を行い、文書5を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(6) 文書6について（諮問第101号）

本件開示請求は、文書6についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、対象の年度や「開示請求人」の範囲が不明であり、文書6の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、平成27年9月15日に補正依頼を行い、文書6を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(7) 文書7について（諮問第103号）

本件開示請求は、文書7についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、平成26年度に作成した行政文書全てが対象となり、文書7の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正確認依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書7を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

(8) 文書8について（諮問第104号）

本件開示請求は、文書8についてなされたものである。

開示請求について、現存の記載内容では、誰が、誰に対して「説明した」かが不明であり、文書8の特定が困難であるため、補正を依頼したところ、一定期間経過しても回答なされなかった。

窓口においても補正を依頼したが、一定期間経過しても対応がなされなかったため、特定困難による不開示としたところ、異議申立人から、下記2の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

<本開示請求経緯>

本異議申立てに係る開示請求については、当該開示請求書に記載された情報のみで行政文書を特定することはできないと判断し、補正確認依頼を行った。

補正について、期限までに回答がなかったため、特定課職員が窓口において、平成27年5月19日から同年8月12日までの間、6回請求内容の確認を、情報提供しつつ補正依頼を行い、文書8を特定するよう努め、さらに、同年10月14日に請求内容の最終確認として、別紙最終確認書を作成し、2週間の期間を設けて、補正を依頼したが、回答がなかったところ。

そのため、当該開示請求書に記載された情報のみでは行政文書を特定することができないため、相当な期間を定めて補正依頼を行ったものの、回答が得られなかったことから、特定困難による不開示の決定を行ったものである。

2 異議申立人の異議申立て理由

- (1) 開示請求に係る行政文書を特定することができる。
- (2) 文部科学大臣は、開示請求人に対して、特定課が保有する文書名、内容の情報提供をしていない。

3 不開示決定の妥当性について

行政文書を特定するに足りる事項については、行政機関の職員が、請求書の記載から、開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることが条件であり、足りないと判断したため、補正を依頼したものの、回答がなされなかったものであり、上記2(1)の異議申立て理由については、当たらない。

また、特定課が保有する行政文書は、行政文書ファイル管理簿において掲載されるとともに、電子媒体又は紙媒体でも閲覧することが可能であるため、上記2(2)の異議申立て理由については当たらない。

4 原処分にあつたの考え方について

以上のことから、行政文書の特定ができないため不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

(別紙省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年(行情)諮問第95号ないし同第98号、同第100号、同第101号、同第103号及び同第104号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理(諮問第95号ないし同第98号、同第100号、同第101号、同第103号及び同第104号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同年8月29日 審議(同上)
- ④ 同年10月6日 諮問第95号ないし同第98号、同第100号、同第101号、同第103号及び同第104号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、文書1ないし文書8(本件対象文書)の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができないとして不開示とする決定(処分1ないし処分8)をそれぞれ行った。

異議申立人は、本件対象文書は特定することができるとして、処分1ないし処分8(原処分)の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、原処分の妥当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる①ないし⑧のとおりそれぞれ説明する。
- (2) 別表の3欄に掲げる①ないし⑧の諮問庁の説明について検討するに、文書及び面談で行ったとする求補正に係る説明については、本件諮問書に添付された行政文書開示請求書の記載内容と整合していることが認められる。
- (3) 以下、上記(1)及び(2)を踏まえて検討する。

ア 文書1ないし文書7について

(ア) 文書1ないし文書7について、文書特定が必要であり、このままでは文書の特定ができない旨を異議申立人に面談及び文書で説明し補正を求めたものの、回答期限を経過しても回答がなかったとする諮問庁の説明について、これを否定する特段の理由も見いだせないこと、さらに、異議申立人が提出した異議申立書において、処分庁が文書特定のために必要であるとする情報に係る記載は認められないことから、処分庁が更に補正を求めたとしても、当該補正がなされる蓋然性は極めて低かったと推察される。

(イ) したがって、文書1ないし文書7について補正を求めたものの、回答がなく、該当する文書の特定ができないため、形式上の不備を理由に不開示とした処分1ないし処分7は、いずれも妥当である。

イ 文書8について

(ア) 諮問庁が別表の3欄に掲げる⑧において説明するとおり、本件開示請求書(文書8)には誰に補正書を説明したのかといった記載は見受けられないが、異議申立人が開示請求者及び上司以外の者に補正書を説明した文書の開示までを求めているとは考え難いことから、特定年月日B付補正書の内容を説明した相手は開示請求者及び上司と解すべきである。

なお、諮問庁は、別表の3欄に掲げる⑧において、「補正書の内容を開示請求者及び上司に説明するに当たっては、当該補正書を使用しており、補正書以外に説明文書を作成することはなく、特定年月日B付け補正書についても文書8は作成していない。」と説明している。

(イ) 補正書の内容を開示請求者及び上司に説明するに当たって説明文書を作成することはなく、文書8は作成していないとする諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められないので、文部科学省において、文書8を保有しているとは認められない。

(ウ)したがって、文書8について補正を求めたものの、回答がなく、該当する文書の特定ができないため、形式上の不備を理由に不開示とした処分8は、本来、文書不存在により不開示とすべきであったものであるが、開示すべき文書が存在しないという意味で、結論において妥当といわざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、文書1ないし文書7の開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であり、文部科学省において文書8を保有しているとは認められないことから、不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び文書番号	
文書1 (諮問第95号)	職員の行動予定(業務のために準備した文書を含む) (特定年月日Aにおける特定課職員分)	処分1	平成27年10月30日付け26受文科初第3939号	<p>① 文書1は、(i) 特定年月日Aの特定課職員の行動予定に係る文書及び(ii) 特定年月日Aに特定課職員が業務のために作成した文書であると考えられる。</p> <p>特定課では、(i) を作成する慣行等はなく、文書にしていなかったため保有しておらず、また、(ii) は膨大にあり、開示請求書の記載のみでは、どの業務のために作成した文書の開示を求めているか定かではなかった。</p> <p>そこで、開示請求書の(ii) に該当する部分を削除(補正)すれば(i) を不存在として不開示決定することも可能であること等を示しながらどのような文書の開示を求めているか文書及び面談によって確認を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書1の特定ができなかった。</p>
文書2 (諮問第96号)	H26年度行政文書開示請求書の補正について	処分2	平成27年10月30日付け26受文科初第	<p>② 文書2は、特定課が作成した平成26年度の補正依頼に係る文書に記載されている用語を上司へ説明した</p>

	て（依頼）に使用している用語について上司等に説明した文書（特定課分）		3943号	<p>文書であると考えられる。</p> <p>補正依頼に係る文書に記載されている用語を上司に説明する場合、口頭で行うことが通例であり、用語を説明するためだけに文書を作成することは基本的でない。</p> <p>しかしながら、特定課が平成26年度に行った行政文書開示請求に係る補正依頼に係る文書は多数あり、記載されている全ての用語の説明に文書を使用していないとまでは確認することはできなかった。</p> <p>そこで、文書及び面談によって文書2を具体的に特定するよう補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書2の特定ができなかった。</p>
文書3 （諮問 第97 号）	開示請求者に文書特定に関して電話したことが記録されている文書（特定課分）	処分3	平成27年 10月30 日付け26 受文科初第 3947号	<p>③ 文書3は、特定課職員と開示請求者の電話での文書特定に係る発言を記載した文書であると考えられる。</p> <p>特定課では、開示請求者に電話した内容そのものを文書にすることはないが、理由説明書に開示請求者へ電話した日付等の情報を記載することがあり、そのような文書は多数保有している。</p> <p>しかしながら、本件開示請求書の記載からは、文書3の対象となる文書が理由</p>

				<p>説明書であるのか、理由説明書である場合どの開示請求に係るものであるか定かでなかった。</p> <p>そのため、文書3の対象となる文書が理由説明書であるのか、理由説明書である場合どの開示請求に係るものであるか特定するよう文書及び面談によって補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書3の特定ができなかった。</p>
文書4 (諮問 第98 号)	発達障害者 等の定義に 関して、開 示請求者と の面談記録 (特定課 分)	処分4	平成27年 10月30 日付け26 受文科初第 3949号	<p>④ 文書4は、特定課職員と開示請求者の面談での発達障害者の定義に係る発言を記載した文書であると考えられる。</p> <p>特定課では、開示請求者との面談の際に質問・相談等の内容をその場でメモし、口頭で回答を行うことはあっても、対応(回答)後には当該メモを廃棄しているため、面談記録を作成することはない。ただし、開示請求者で行った面談の実施年月日の情報を理由説明書に記載することがあり、そのような文書は多数保有している。</p> <p>しかしながら、本件開示請求書の記載からは、文書4の対象となる文書が理由説明書であるのか、理由説明書である場合どの開示請求に係るものであるか定か</p>

				<p>でなかった。</p> <p>そのため、文書4の対象となる文書が理由説明書であるのか、理由説明書である場合どの開示請求に係るものであるか特定するよう文書及び面談によって補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書4の特定ができなかった。</p>
<p>文書5 (諮問 第100号)</p>	<p>開示請求に対する補正をした場合で、開示請求人が非応答であったにもかかわらず開示請求に係る文書を特定して開示決定等の処分をしたことがわかる文書(直近年度のもの)(特定課に対する開示請求)</p>	<p>処分5</p>	<p>平成27年 10月30 日付け27 受文科初第 2212号</p>	<p>⑤ 特定課では、開示請求書の記載に不明点がある場合、開示請求者の希望に沿った文書を開示決定等できるよう、可能な限り補正に努めているが、補正を行う場合、必ず開示請求者の承諾を得ることにしており、開示請求者が非応答であれば補正を行うことはないため、どのような文書を求めているか定かでない。</p> <p>そこで、文書5の対象がどのようなものか具体的に特定するよう文書で補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書5の特定ができなかった。</p>
<p>文書6 (諮問 第101号)</p>	<p>過去特定課情報公開担当であった特定職員が開示請求人に送付した文書</p>	<p>処分6</p>	<p>平成27年 10月30 日付け27 受文科初第 2216号</p>	<p>⑥ 文部科学省では、文書の送付に当たり送付先の組織等の名称及び送付を行った部署に係る情報は記録しているが、送付した職員の情報までは記録していないため、特定職員が開示請求者に送付した文書を特定する</p>

				<p>ことはできない。なお、特定課が開示請求者に送付した文書は膨大に保有している。</p> <p>そこで、開示請求書の特定職員との記載を特定課とするなどした上で、送付時期及び文書名を具体的にすれば文書6の特定が可能である旨を文書で示し、補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書6の特定ができなかった。</p>
文書7 (諮問 第103号)	H26年度 行政文書名 が記載され ている文書 (特定課 分)	処分7	平成27年 10月30 日付け27 受文科初第 2233号	<p>⑦ 文書7は、総務省が電子政府窓口(e-Gov)において運用している総合行政文書管理システムを利用して公表している行政文書ファイル管理簿(平成26年度特定課分)とも考えたが、当該情報はホームページで検索が可能であり、異議申立人はそのことを把握していることから、行政文書ファイル管理簿以外で保有する文書の名称を一覧で記載している文書(平成26年度特定課分)の開示を求めるものであると考えられる。</p> <p>そこで、文書7に該当すると考えられる文書を探索したところ、特定課の決裁文書の表題等を一覧に記載した電子決裁決裁文書一覧(電子データ)(以下「電子決裁文書一覧」とい</p>

				う。)を保有していると確認できたため、本件開示請求書の記載を電子決裁文書一覧とすれば当該文書を特定することが可能である旨を示し、文書及び面談によって補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書7の特定ができなかった。
文書8 (諮問 第10 4号)	特定年月日 B付補正文 書の内容を 説明した文 書(特定課 分)	処分8	平成27年 10月30 日付け27 受文科初第 2235号	<p>⑧ 文書8は、異議申立人のこれまでの開示請求及び面談における発言から、特定年月日B付けの補正依頼に係る文書(補正書)の内容を特定課職員が開示請求者及び上司に説明した補正書以外の文書であると考えられるが、本件開示請求書の記載からは、説明した相手が開示請求者及び上司以外である可能性も否定できず、文書8に該当する文書の保有を完全に否定することができなかった。</p> <p>そこで、文書及び面談によって誰に対して説明したものであるかを具体的に特定するよう補正を求めたが、回答期限を経過しても異議申立人から回答がなく、文書8の特定ができなかった。</p> <p>なお、補正書の内容を開示請求者及び上司に説明するに当たっては、補正書を使用しており、補正書以外に文書を作成することはな</p>

				く、特定年月日 B 付け補正書についても文書 8 は作成していない。
--	--	--	--	------------------------------------